



インターネットトラブル事例集

(第8版)



はじめに

インターネットやアプリは、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものです。しかし、身近な地域でもひぼうちゅうしょう誹謗中傷やいじめの温床になったり、非常に痛ましい事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったりしているのも事実です。

子供たちは被害者だけでなく、加害者になるケースも生じています。

この事例集は、実際に起きたインターネットやアプリを通じた代表的なトラブル事例を紹介しています。子供たちが気を付けるべきポイントについても事例ごとに掲載していますので、トラブル防止にお役立て下さい。

本事例集が、インターネット被害から子供たちを守るための一助となれば幸いです。



1 ネット依存

スマホの過度な使用による日常生活への支障・高額課金

友人とのトークが深夜まで連日続き

睡眠不足になってしまった



寝る時間だけど、あと少しだけ。

SNSが大好きなAさん。夜遅くまでスマホを使う日々が続きました。



Aさんは、睡眠不足で体調や成績に悪影響が出ているのに、SNSはやめられません。

アイテム購入は数回だけだったのに

請求書は10万円を超えていた



ゲームのアイテムが欲しいんだけど...

スマホ貸して！パスワード入れるから。

Bくんは、アイテムが欲しいときはお母さんに相談し、パスワードを入れてもらって購入しました。



こんなにたくさん使ったとは思っていなかった。



翌月10万円を超える請求が...。パスワード入力後の数分間は自由に購入できる設定になっていたようです。

解説

四六時中、気付くとスマホを手に入れている

スマートフォンが本当に必要か、または持ったとしても適切な使い方ができるよう、利用のルールを決め、保護者が利用状況を把握するように心掛けましょう。

また、国民生活センターによると、未成年のオンラインゲームに関する相談では、購入金額の年平均は約31万円です。クレジットカードの管理責任は保護者にあります。子どもが無断利用しないよう、カードや暗証番号等の管理を徹底しましょう。(参考)国民生活センター「オンラインゲーム、アダルトサイト、健康食品・化粧品の定期購入、SNSきっかけのトラブルも家族で防ごう！子どものネットトラブル」(令和元年8月)

情報端末所有に関して子供と保護者に考えて欲しいこと

ここでチェック！

その1

フィルタリング設定や家庭でのルールをしっかりと決めていますか。

フィルタリング設定をしている・いない
家庭のルールは

その2

夢中になり過ぎていませんか。

平日平均利用は
時間
休日平均利用は
時間

その3

カードを子どもが無断利用しないよう保護者が管理していますか。

保護者が管理して
いる・いない

2 ネットいじめ

SNSなどでの悪口や仲間外れ

うっかり「？」をつけ忘れてしまったために

一方的にグループから外されてしまった



Dさんは仲良しグループのトーク画面で、メッセージの最後に「？」をつけ忘れたまま送信してしまいました。

「ひどい」などのメッセージが来て、誤解を解こうとしても反応なし。Dさん以外のメンバーは別グループを作り、Dさんを外しました。

解説

グループトーク機能だけでも、トラブルのパターンはさまざま

全国的な課題として、SNSなどのグループトーク機能を使ったいじめがあります。○特定の子に対し、その子の発言だけ無視する。
○その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
○その子以外とグループを作り悪口を言う。
○その子をグループから突然外す。
などがあり、何気ない出来事からいじめに発展しています。メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、トラブルの発見が遅れがちになります。

ここで
チェック！

SNSなどの利用に関して子供と保護者に確認して欲しいこと

その1

自分(お子様)が嫌な思いをしたことはありませんか。

嫌な思いをしたことが

ある・ない

その2

まわりで嫌な思いをしている子はいませんか。

そういう子を

知っている・知らない

その3

使い方について家族で話し合っていますか。

話し合って

いる・いない

3 誘い出し・なりすまし

SNS やネットで知り合った人による性犯罪被害

SNS では趣味が合う良い人だったのに

実際に会うと怖い人だった

今度のライブ、
一緒に行かない？

SNS でみんなに好かれてるし
この人なら平気だね。

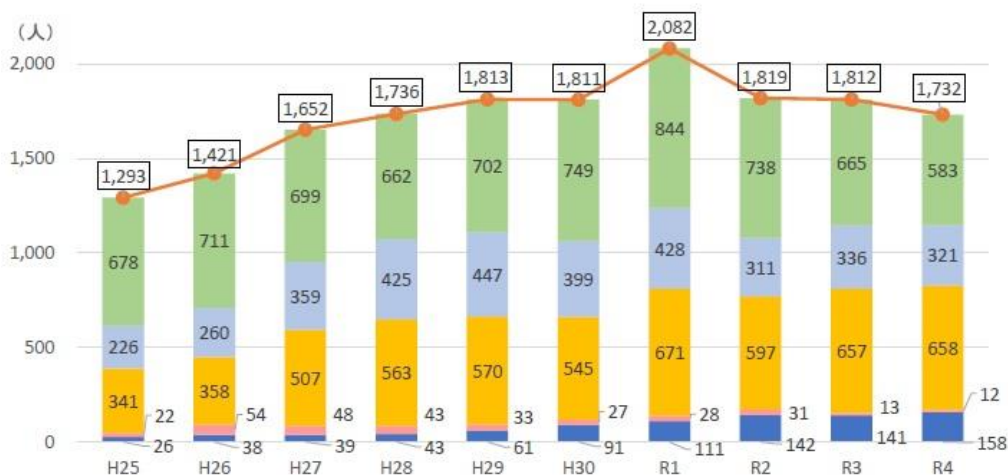


Eさんは、SNS でよく話をしていた男性と「ライブのチケットが余分にあるから一緒に行こう！」と誘われ、行くことにしました。

ライブ当日、SNS の写真とはまったく違う人が現れ、無理やり車に乗せられそうになりました。

● SNS における被害児童数は依然として高いままである。

青少年保護育成条例違反 児童買春 児童ポルノ 児童福祉法違反 重要犯罪等 SNS合計



(参考) 警察庁 「【SNS に起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移」

ここで
チェック！

見知らぬ人と会わないために子供と保護者に確認して欲しいこと

その 1

子どもが見知らぬ人とつながっていないか把握していますか。

把握して

いる・いない

その 2

見知らぬ人と会わないよう注意していますか。

注意して

いる・いない

その 3

私的な写真等を掲載したり、送ったりしていませんか。

掲載して

いる・いない

4 個人情報^{ろう}漏えい

SNS などへの投稿による個人情報^{ろう}漏えい

友人とシェアするつもりで写真を投稿し



よく行くショッピングタウンでお気に入りのお店を見つけたFさん。親しい人たちに教えてあげようと、位置情報オフで撮影した写真を投稿しました。

つきまといを受けるようになった



その後、誰かに後をつけられていることに気づきました。引き金は、Fさんが投稿した写真の背景。場所がわかり生活範囲が特定されてしまいました。

解説

写真の中の建物や地域の行事でも生活範囲は憶測できる

SNS の会話の中に名前や住んでいる場所、学校名などがあれば、写真などの情報を載せただけで個人が特定できてしまい、非常に危険です。また、友人が写っている写真を投稿すれば(掲載許可をもらっていたとしても)、その友人を同じ危険にさらすことになります。



安易に考えては、絶対ダメだよ!

ここでチェック!

個人情報^{ろう}漏えいしないように子供と保護者に確認して欲しいこと

その 1

個人情報を書き込んでいませんか。

書いてはいけない個人情報とは

その 2

ネットで個人を特定できそうな話をしていませんか。

特定できそうな話をして

いる・いない

その 3

よく使うアプリの特性や設定を確認した上で利用していますか。

特性や設定を確認して

いる・いない

5 著作権法違反

許可なく写真や動画をサイトに投稿

マンガを撮影し動画サイトに投稿



Cくんは、愛読している人気の連載マンガを撮影して動画サイトに投稿。そのサイトを多くの人が視聴しました。

著作権法違反で自宅に警察が...



サイトの運営側から警告を受けました。しかし、そのまま投稿を続けたところ、警察から著作権法違法容疑がかけられました。

解説

身の回りには、著作権や肖像権のあるものであふれている

子供たちがさまざまな著作物を無許可で投稿(アップロード)してしまい、著作権侵害となるケースが生じています。10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(またはその両方)が科せられる犯罪行為となります。

また、公開だけでなく、違法だと知りながら動画等をダウンロードすることも(個人で楽しむ範囲でも)2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(またはその両方)が科せられます。

さらに、自分のSNSでプロフィール欄に有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載するといったことも肖像権等の侵害にあたるので十分気をつけましょう。

ここで
チェック!

著作権に関して子供と保護者に確認して欲しいこと

その1

無断で他人の写真・動画を掲載していませんか。

掲載して

いる・いない

その2

カラオケでの動画を掲載していませんか。

掲載して

いる・いない

その3

マンガやTV番組を撮影して掲載していませんか。

掲載して

いる・いない

Web(携帯電話会社の電波 & Wi-Fi)サイトのフィルタリング方法

○NTT docomo の場合(サービスの申込みは、docomo ショップなどに相談しましょう。)

あんしんフィルター for docomo、sp モードフィルタ

Web サイトや、iモードメニューサイトの閲覧制限が行えます。機種によって提供サービスが異なります。また、サービスによって子供の年齢などが考慮され、制限事項が異なります。

○au(KDDI) の場合(サービスの申込みは au ショップなどに相談しましょう。)

あんしんフィルター for au、安心アクセスサービス

年齢や用途に合わせた Web サイトのフィルタリングが行え、違法サイトやアダルトサイトなどをブロックできます。

○SoftBank の場合(サービスの申込みは Soft Bank ショップなどに相談しましょう。)

あんしんフィルター、ウェブ安心サービス

不適切な Web サイトへの年齢に応じたアクセス制限、有料コンテンツ購入時の暗証番号設定ができます。

スマートフォンの「利用時間制限」

スマートフォンを持たせる段階で「フィルタリング」をかけることをオススメします。すでにかけているから大丈夫と安心している家庭もあるかもしれませんが、「利用時間の制限」までかけている家庭は少ないのではないのでしょうか？実は、夜10時以降は子どものスマートフォンで一切ネットにつなげなくするような時間制限の設定が、保護者のスマートフォンから行えます。各携帯会社の「あんしんフィルター」から設定できますので、自分の子どもをネット依存にしないためにぜひお願いいたします。





みんなを守る相談窓口

■ ネット上の犯罪行為を発見した・犯罪に巻き込まれた

青森県警察本部 警察安全相談室 017-735-9110 #9110

■ ネットトラブルも含めた少年相談窓口

青森県警察本部 ヤングテレホン 0120-58-7867 (こどもはなやむな)

青森県警察本部 ヤングメール (youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp)

■ 全国共通の消費生活に関する電話相談ダイヤル

消費者ホットライン 188 (いやや)

■ 子どもの人権問題に関する相談

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

■ ネット依存の相談

青森県医師会子どものネット依存(健康被害)相談窓口 017-757-9888

【発行者】

平川市教育委員会指導課

住所: 青森県平川市柏木町藤山25番地6

電話: 0172-55-5747(直通)

【参考資料】

総務省総合通信基盤局消費者行政第一課「インターネットトラブル事例集(2023年度版)」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html